

民間企業との共同研究による共同発明の取扱いに関する考え方

令和4年4月1日
岡山大学

岡山大学（以下「本学」という。）と民間企業との共同研究の成果として得られた共同発明及び共同発明から得られる権利の取扱いに関し、本学の基本的な考え方を以下のとおり示させていただきます。

なお、共同発明及び権利の取扱いを決定するに際しては、当該発明の権利の内容や実施方法、実施時期、市場環境等も踏まえた個別具体の検討が必要であることから、実際の運用にあたっては、以下を基準に、共同研究の相手方企業（以下「共同研究企業」という。）と協議させていただきます。

1. 権利の帰属について

共同研究の成果として、本学研究者と共同研究企業研究者との貢献により発明が創出された場合、共同発明とします。

共同発明の権利は、特許法の発明者主義に基づき、それぞれの研究者の共同発明への貢献度により、権利の持分を決定させていただきます。

なお、本学研究者（発明者）権利持分の「大学承継」可否については、本学発明審査委員会にて審議しますが、共同出願を前提とし、原則、「大学承継」となります。

2. 共同発明における課題への考え方について

- (1) 共同発明は、本学研究者と共同研究企業研究者とが一緒になって発明を完成させたものです。その貢献度は発明ごとに異なるでしょうが、大学研究者の貢献があったことは間違いのないところです。
- (2) 特許権は独占排他権であり、製造販売を行う共同研究企業は、自ら実施することにより利益を得ることができます。また、たとえ実施しなくても権利を保有していることにより、代替技術保護、他社牽制などのメリットがあります。
- (3) これに対し、本学は不実施機関であり、自ら実施による利益を受けることができません。本学は、共同研究企業が実施した場合のいわゆる不実施補償又は共同研究企業からの同意を得て第三者へ実施許諾した場合のライセンス料でしか利益を得ることができません。この場合、共同研究の成果である共同発明は、共同研究企業の要素が強い（汎用性が低い）技術であることが多く、現実的に、第三者からのライセンス収入を得ることは難しい状況です。

- (4) 従いまして、現状、本学と共同研究企業とは、共同発明の成果を享受する場面では、対等な関係とはいいいがたく、バランスを大きく欠いた状況にあります。
- (5) 前述しましたように、共同発明は本学研究者（発明者）の貢献があつてはじめて完成するので、これに相応しい対価を本学に還元いただけることを希望します。大学はいただいた対価を原資として、本学研究者（発明者）に補償金を支払わせていただきます。
- (6) 具体的には、共同発明の活用には、独占的实施を前提とし、実施した際には、いわゆる不実施補償をお願いするとともに、実施されなくとも権利を維持されている場合は、共同研究企業にとって何らかの利益（代替技術保護、競合企業への牽制等）があると考えますので、これに相応しい対価のお支払いをお願いいたします。

3. 共同発明の活用に関する考え方

(1) 共同出願について

共同研究企業において、出願（権利化）することにより得る利益（独占排他権による利益）と出願等費用を比較し、利益が出る場合は共同出願をご検討ください。本学は、基本的に共同研究企業の意向に同意します。

なお、出願費用（出願手続きを含む。）、権利化費用（審査請求料、特許料等）及び権利保全費用（年金）は、原則、全額共同研究企業のご負担とさせていただきます。

(2) 実施許諾について

実施許諾は、独占的实施での許諾を原則とします。

本学から第三者への実施許諾は、原則行いません。

(3) 不実施補償について

独占的实施の許諾時に一時金を、共同発明を実施した場合には、ロイヤリティーをお支払いいただきます。

また、共同発明を所定期間実施されないにもかかわらず、権利を維持されている場合には、それに相当する対価をお支払いいただきます。

(4) 権利譲渡について

共同研究企業から、譲渡（出願前譲渡を含む。）の要望があれば、有償譲渡いたします。

以 上